平成２８年（フ）第５２５８号
東京都世田谷区南烏山６丁目13―31―308
債務者　森　　彩奈
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２６０号
東京都北区田端新町３丁目17―１―304
債務者　伊藤　愛理（旧姓鄭）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２７４号
千葉県市川市新井１丁目４―１―102
債務者　西川　　仁
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６１号
静岡県浜松市東区半田山１丁目５番１号
債務者　富田　恭史
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
静岡県浜松市東区半田山１丁目５番１号
債務者　富田　千歳
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５２０９号
東京都町田市木曽西４丁目28―17―203
債務者　細谷由紀夫
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２３５号
東京都大田区上池台２丁目29―２―105
債務者　松本　広美
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２５３号
東京都北区豊島８丁目８―27―103
債務者　岩崎志津子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２６１号
東京都港区六本木２丁目３―７―301
債務者　中田　義和
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７号
東京都八王子市片倉町2416番地４キャッスルハイツＫ102号
債務者　平井亜貴奈
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７３号
東京都八王子市散田町５丁目１番１号マンションレフィール403号
債務者　柳澤　陽子（旧姓椎名）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４４号
東京都日野市新町３丁目38番地の１パークハイツ101
債務者　宍戸　芳江
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７８号
東京都多摩市百草1148番地の５ホワイトウイングⅠ．M201
債務者　柿崎　勝彦
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地737
債務者　新城　丈晴
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４３５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地６―201号
萩園サンハイム
債務者　荒木きみ子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５９号
佐賀県武雄市山内町大字犬走7289番地
破産者　有限会社テツカンパニー
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部